

広報



きたかた

2013
3

No.87



今月のおもな内容

- 国民年金に関する大切なお知らせ……………②
- 住所の変更手続きはお早めに……………④
- いよいよ4月運行開始
喜多方地区予約型乗合交通……………⑤
- 健康だより……………⑥

□平成24年度に学生納付特例制度を利用し、平成25年度も引き続き同じ学校に学生として在籍する方



学生納付特例は、1年ごとに継続が必要な制度です。継続を希望される方は、ハガキ形式の学生納付特例申請書が3月中旬に順次送付されますので、忘れずに必要事項を記入し返送してください。この場合は、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

なお、在学学校が変更になった方や継続希望で上記ハガキを紛失された方は再度、学生納付特例申請書の提出が必要となります。市役所市民課国民年金係・各総合支所住民課または会津若松年金事務所に、在学証明書または学生証の写しを添付してご提出ください。



□学生納付特例制度を利用して、平成25年3月に卒業する方で4月以降国民年金に加入しつづける方（厚生年金に加入しない方）

学生の頃に引き続いて納付猶予等が必要な場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を記入し、市役所市民課国民年金係・各総合支所住民課または年金事務所に平成25年6月までに申請していただく必要があります。

※この制度には利用するための審査があります。本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象となり、その審査結果により保険料が免除または納付猶予に該当した場合は利用できませんが、所得状態によっては申請が却下される場合もあります。

□過去10年間に国民年金保険料の納め忘れがある方で、さかのぼって納付を希望される方



平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる「後納制度」が始まりました。後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

詳しくは**国民年金保険料専用ダイヤル**☎0570-011-050までお問い合わせください。

＜後納制度のご利用が可能な方＞

- (1)20歳以上60歳未満の方：10年以内に納め忘れの期間や未加入期間のある方
- (2)60歳以上65歳未満の方：(1)の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間がある方
- (3)65歳以上の方：年金受給資格がなく、(1)(2)の期間がある方

※老齢基礎年金受給者は対象から除かれます。



□現在後納制度を利用されている方で、平成15年4月分以降のお支払いが済んでいない方

お手元の納付書の使用期限が平成25年3月31日になっていますのでご注意ください。（使用期限の過ぎた納付書で、保険料を納めることはできません。）

なお平成15年4月以降の過去の保険料を平成25年4月1日以降に後納制度を利用し、保険料を納付される場合は、使用期限が平成26年3月末までの納付書が必要となりますので、**国民年金保険料ダイヤル**☎0570-011-050または会津若松年金事務所までお問い合わせください。

チェックしてみよう!!



国民年金に関する大切なお知らせ
該当する方は確認をお願いします。必要があれば、忘れずに手続きをしてください。



【不明な点・わかりにくい点はお気軽にお問い合わせください】

会津若松年金事務所 ☎0242(27)5321

喜多方市役所市民課国民年金係 ☎(24)5226

平成25年度の国民年金保険料は…
月額 **15,040円**となります。

知らなきゃ損!

ちょっと

国民年金の お得な情報

第1号被保険者とは厚生年金の加入者(2号)や厚生年金に加入している方の扶養に入っている配偶者(3号)以外の方です。



付加年金の申込は
市役所で出来ます。

付加年金

第1号被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金受給時に付加年金(年金額は200円×付加保険料納付月数)が上乗せされます。

また、付加年金は定額のため、物価スライドによる増額減額はありませんので、2年間の受給で支払った保険料分の金額は受け取ることができるうえに、終身まで受給できます。なお前払い(前納)による割引もあります。

【注意点】

- ・国民年金基金に加入中の方は納付できません。
- ・付加保険料の納付は、申し込んだ月の分からになります。

	納付方法	1か月分	6か月分	1年分
	月々支払	400円	2,400円	4,800円
前 納	現金支払	—	2,380円	4,710円
	【割引額】	—	20円割引!!	90円割引!!
	口座振替	—	2,370円	4,700円
	【割引額】	—	30円割引!!	100円割引!!

保険料の納付方法

納付書による現金払い・口座振替・クレジットカード・電子納付が利用できます。納付方法により1年前納・6か月前納など前払いによる割引があります。

○現金払い…お手元に郵送された納付書で金融機関、郵便局、コンビニの窓口で納付します。

1年前納・6か月前納など前払いによる割引等もありますが、使用期限の過ぎた納付書での支払いはできませんのでご注意ください。

○口座振替…金融機関の口座から引き落としとなります。引き落としの種類で①1年度分の前納②6か月分の前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)③毎月(当月分当月末振替)

④毎月(当月分翌月末振替)があり、④以外はそれぞれに割引があります。

○クレジットカード納付…クレジットカード会社で立替納付を行うものです。前払いによる割引額は現金納付と同じになります。※直接クレジットカードを提示して納付する方法ではありません。

○電子納付…インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングをご利用いただけますが、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法については、ご利用になる金融機関等にお問い合わせください。

【注意点】

- ・お申し込み先は、年金事務所または各金融機関等窓口になります。
- ・口座引き落とし等は、お申し込みから開始されるまで約2か月かかります。ご利用を希望する方はお早めにお申し込みください。



ご自身に合った納付方法を
ご利用ください。

ご注意ください! 国民健康保険との関係

第1号被保険者で、社会保険等の被扶養者の方以外は国民健康保険に該当する可能性があります。健康保険に未加入の方(保険証の無い方)はお早めにお手続きください。

◆国民健康保険の加入手続きに必要なもの…社会保険などの資格喪失証明書、窓口に来られた方の本人確認書類(写真付住民基本台帳カード・運転免許証など)、印鑑(本人以外の場合)

◆手続き場所…本庁市民課および各総合支所住民課(月曜～金曜、午前8時30分～午後5時15分まで)

※会社などの健康保険・共済保険等を脱退した方は、一日も間を置かず国民健康保険に加入しなければなりません……(国民健康保険法より)

住所の変更手続きはお早めに



住民票は、皆さんの住所や家族構成などを記録し証明するだけでなく、国民健康保険や介護保険などの行政サービスの基本となるとても大切なものです。引越し（住所の変更）があった場合には、左下表の届け出の期限内に、必ず手続きを行ってください。

なお、3月・4月は就学や就職、転勤など異動の多い時期となります。

《窓口での本人確認にご協力をお願いします》

戸籍や住民票の届け出及び証明書を請求する際の本人確認が法律により義務付けられています。窓口に来られた届出人、申請人又は代理人の方には本人確認のため、証明書の提示をお願いいたします。お持ちの方は必ずご持参ください。

【本人確認のための証明書等】

【1点の提示で確認ができるもの】 ・運転免許証 ・顔写真付きの住基カード ・パスポート ・身体障がい者手帳 ・官公署発行の写真付身分証明書等	※1
【2点の提示で確認ができるもの】 ・健康保険証 ・年金手帳/年金証書 ・顔写真の入っていない住基カード ・顔写真付の学生証 ・法人発行の写真付身分証明書等	※2

※詳しくはお問い合わせください。

種類	届け出期限・時期	手続きに必要なもの
転入届 (市外から引越して来られた方)	引越し後 14日以内	★転出証明書又は住基カード、 印鑑（本人以外の時）、 ※1または※2の証明書
転出届 (市外へ引越される方)	引越し予定日 の14日前から	印鑑（本人以外の時）、 ★住基カード（お持ちの方）、 ※1または※2の証明書
転居届 (市内で引越された方)	引越し後 14日以内	印鑑（本人以外の時）、 ★住基カード（お持ちの方）、 ※1または※2の証明書

★転入・転出の際に、住基カード（住民基本台帳カード）をお持ちの方には転出証明書は発行されず、住基カードにて届出手続きを行うようになります。

また、転居の方も住所が変更になったことを住基カードの裏面に記載する必要があるため、お持ちの方は必ずご持参ください。

窓口が大変混み合いますので、ご了承ください。また、住所の変更手続きは午後5時15分までの受け付けとなります。

延長時間（午後5時15分から7時まで）の窓口では手続きできませんので、ご注意ください。

市民課市民課(24)5225 または各総合支所住民課市民サービス班

転入転出に伴う主な手続き内容・必要なもの

項 目	転 入 時		転 出 時	担当課
印鑑登録	登録する印鑑、※1の証明書	注)即日交付は本人が来庁され本人確認できた場合	印鑑登録証の返還	市民課 市民窓口係 ☎(24)5225
住民基本台帳カード作成	印鑑、※1の証明書		住基カードの持参	
国民健康保険証	※1または※2 の証明書		国民健康保険被保険者証の返還	
国民健康保険高齢受給者証			受給者証の返還	
後期高齢者医療該当の方	※1または※2 の証明書と前住所地で交付された負担区分証明書		負担区分等の証明書などの交付(印鑑持参)、後期高齢者医療被保険証の返還	保健課 国保医療係 ☎(24)5224
乳幼児医療費助成事業該当の方(小学校就学前)	印鑑、お子さんの健康保険証、所得証明書、振込先の金融機関の口座情報		受給者証の返還	
子ども医療費助成該当の方(18歳到達年度の3月31日まで)	印鑑、お子さんの健康保険証、振込先の金融機関の口座情報			
妊婦一般健康診査受診票	母子健康手帳、前住所地の妊婦一般健康診査受診票		特にありません	保健課 健康係 ☎(24)5223
乳幼児の予防接種	母子健康手帳		特にありません	社会福祉課 子育て支援室 ☎(24)5229
児童手当	まずは担当課にお問い合わせください。		転出手続き	
児童扶養手当・特別児童扶養手当			住所変更の手続き	
ひとり親医療費			受給者証の返還	
重度心身障害者医療該当の方	[身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳] のいずれかひとつと、印鑑、保険証、通帳、所得証明書		受給者証の返還(手続きあり)	社会福祉課 障がい福祉班 ☎(24)5276
介護保険を受けている方	前住所地の市区町村で発行した受給資格証明書		介護保険被保険者証の返還、受給資格証明書の交付	高齢福祉課 介護保険係 ☎(24)5231
小・中学生がいらっしゃる方	市民課で必要書類を取得し、教育委員会(別庁舎)で手続きしてください。			学校教育課 管理指導班 ☎(23)2113

◆転居の場合も、転入転出に準じた手続きが伴います。また、各総合支所住民課市民サービス班でも受け付けを行っています。

自宅から乗れます
 帰りも自宅まで利用できます…
 お気軽にご利用ください!

いよいよ4月運行開始 喜多方地区 予約型乗合交通

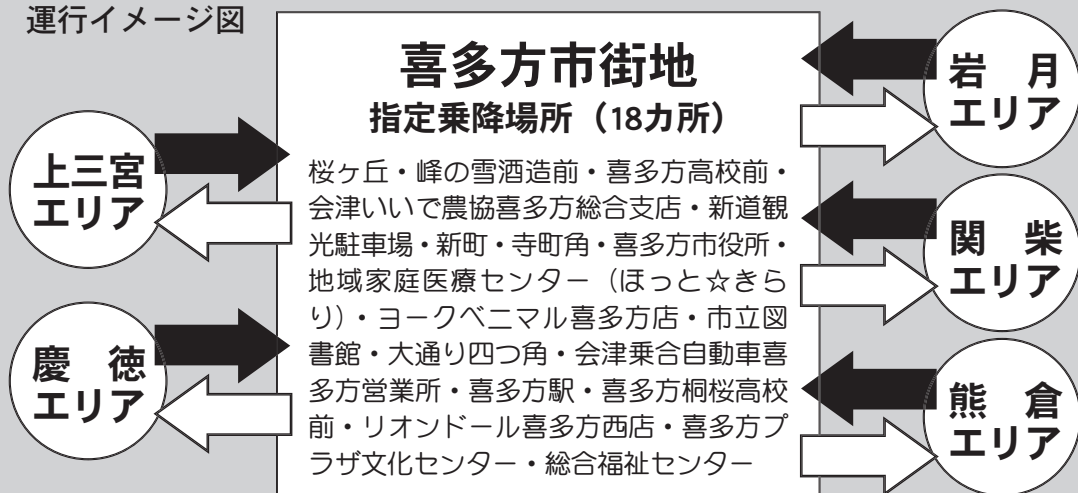
山都・高郷・熱塩加納・塩川地区
 に続いて、4月1日から喜多方地区
 (中心市街地などを除く)の5エリア
 で予約型乗合交通の実証運行を開始
 します。

この予約型乗合交通は、エリア内
 の自宅から喜多方市街地の指定乗降
 場所まで利用することができます。
 帰りも自宅まで乗車できますので大
 変便利です。また、片道のみの利用
 もできますので、通院やお買い物な
 どにお気軽にご利用ください。

3月中旬に運行時刻や利用方法な
 どを掲載したパンフレットを配布し
 ますので、ご覧ください。

なお、この運行開始により、市の
 委託により会津バスが運行している
 雄国川前線、平沢線、真木線は廃止
 となります。

運行イメージ図



詳しくは、喜多方市地域公共交通
 会議事務局(企画政策課)にお問い合
 わせください。
 企画政策課 政策推進班
 ☎(24)5208

利用料金(1回)
 大人400円
 子ども250円
 回数券・定期券
 もあります

- 道路状況によっては、自宅近くまでの送迎となる場合があります。
- エリア内のみの利用やエリアをまたぐ利用はできません。
- 喜多方市街地内の指定乗降場所から指定乗降場所への乗降はできません。

すでに運行しているエリアの方から **こんな声をいただいています** (アンケート結果から)

週2回通院している
 のでありがたいです。料
 金も安いと思います。
 (加納エリア)

学割は必要です。
 (熱塩エリア)

【対応】新たに定
 期券を設けます。

通勤・通学や病院の時間
 に合わせて運行して欲し
 い。(熱塩エリアなど)

【対応】いろいろなご要望
 をいただいております。
 すべてにお応えすること
 は難しいですが、利用し
 やすい運行となるよう見
 直していきます。

予約の電話がつながりに
 くいです。
 (加納エリアなど)

【対応】ご不便をおかけし
 て申し訳ありません。
 電話回線の増加など受付
 体制を強化します。

土・日曜日も運行し
 て欲しいです。
 (山都中央エリア、
 熱塩エリアなど)

【対応】ご要望を踏ま
 え、今後検討していき
 ます。

子供が中学に入
 ったら通学に利
 用したいです。
 (塩川西エリア)

乗客が少ないバスの運行が
 続いていて、今後が心配で
 したが、解決策が垣間見ら
 れ嬉しく思います。
 (加納エリア)

予約受付時間の延長や当
 日の予約もできるように
 してください。
 (熱塩エリアなど)

【対応】予約や運行の状況
 をみて現在、検討しています。

自宅前から乗
 れるので心配
 なく助かって
 います。
 (熱塩エリア)

家族の都合で送迎で
 きないときに利用し
 たい。(揚津エリア)

今後も今まで通りで
 お願いします。
 (朝倉・一郷エリア)

アンケートへのご協力ありがとうございました。
 貴重なご意見やご要望をたくさんいただきました。
 今後もより利用しやすい運行となるよう見直しを行ってまいります。

より一層の安心と健康管理のために…

バッジ式線量計を貸し出します

市では、市民のみなさまの健康管理に役立てるとともに、外部被ばくの不安を取り除くことを目的として、バッジ式線量計の貸し出しを継続して実施します。



バッジ式線量計とは？

積算外部線量が記録される線量計で、一定期間装着したあと、放射線量を専門機関で測定します。電子式線量計のようにリアルタイムで数値を確認できませんが、携帯電話などの電磁波の影響を受けずに線量を測定することができます。配布の際は着用しやすいようにネックストラップ付ホルダーに入れてお渡ししています。

貸出の申請について

◆対象となる方

市内に住所を有している方で貸出しを希望する方。他市町村から避難されている方も対象となります。

※避難元市町村から貸し出しを受けている方は対象外となります。

◆測定期間 6月から26年3月まで、3か月ごとの測定を実施します。

◆スケジュール

○申し込み開始：4月2日(火)

★1回目測定

申込締切日：4月19日(金)

配布日：6月4日(火)

回収日：9月4日(水)

★2回目測定

申込締切日：8月1日(木)

配布日：9月4日(水)

回収日：12月4日(水)

★3回目測定

申込締切日：11月1日(金)

配布日：12月4日(水)

回収日：26年3月4日(火)

◆申込先

保健課または各総合支所住民課

※幼稚園・保育所に通園している乳幼児は各園で、小・中学校に通学している児童・生徒は各学校で申し込みをしてください。

◆申込方法 備え付けの所定の様式により申し込んでください。妊婦の方は母子手帳を持参してください。

◆費用 無料です。

バッジ式線量計Q&A

Q なくしてしまったら料金がかかりますか？

A 料金はかかりません。それまでの測定結果が出せなくなってしまうので、十分ご注意ください。

Q 24時間常に身につけないといけませんか？

A 可能な限り身につけてください。首からさげるのが生活の妨げになる場合は、持ち歩くカバンの中などにに入れておいても大丈夫です。

Q 結果はどのように報告されますか？

A 結果については、回収から約1か月後にご自宅に郵送いたします。

Q バッジ式線量計を着けることで、体への影響はありませんか？

A 有害な物質は使用していないので、体への影響はありません。またバッジ式線量計本体から放射線が放出することはありませんので、安心して着用してください。

問 保健課 健康係

☎(24) 5223

平成24年度 バッジ式線量計による外部被ばく線量測定結果

測定期間	6月4日～9月3日（3か月）	9月4日～12月3日（3か月）
対象者	妊婦・中学生以下の子ども	妊婦・中学生以下の子ども・一般
測定者数	745人	1,306人
測定結果の範囲	0.01未満～0.12ミリシーベルト	0.01未満～0.14ミリシーベルト
測定結果の平均値	0.017ミリシーベルト	0.015ミリシーベルト
年間推計値（平均）	0.069ミリシーベルト	0.060ミリシーベルト
年間推計値（最高値）	0.48ミリシーベルト	0.56ミリシーベルト

～健康に影響がある数値ではありません～

市では、平成24年6月～平成25年の3月まで3か月毎に3回の測定を実施しています。福島県放射線と健康アドバイザーグループ員で福島県立医科大学災害医療総合学習センター副センター長の熊谷敦史先生は、11月27日に開催した喜多方市食育講演会のなかで「喜多方市のバッジ式線量計による積算線量は、外部被ばく量の年間推計値でみると、平成23年10月の測定値換算で0.312ミリシーベルト、12月の測定値換算で0.204ミリシーベルトと推移し、さらに雪どけ後の平成24年6～9月の推計値が0.069ミリシーベルトと減少傾向にあり、健康に影響のある数値ではない」とのお話をされました。

事故当時の外部被ばく線量について

～県民健康管理調査基本調査問診票は提出されましたか？～
平成23年10月に各家庭に送付された県民健康管理調査問診票は、3月11日からの4か月間の外部被ばく線量を推計するもので、この健康調査の基本となるものです。問診票が見当たらない、当時のことを忘れてしまった、書き方がわからないなど、お問い合わせは県立医科大学県民健康管理センター ☎024(547)1786までお願いします。

18歳以下の甲状腺検査およびホールボディカウンター検査

本市においては、平成25年度中に県民健康管理調査などの県の事業のなかで実施されることとなっています。詳細が決定し次第広報などでお知らせいたしますので、ぜひ受診してください。

地域で医師を育てる

春の訪れが待ち遠しい季節になりましたが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

喜多方市 地域・家庭医療センターは、今年の五月で開所して二年が経過します。これまで、「ほっと☆きらり」に日々受診されている患者さんや地域の方々から多くを学び、少しずつではありますが成長してきたように感じております。

平成二十四年度は竹田綜合病院の初期研修医の先生を一名、福島県立医科大学の医学部六年の学生を二名、医学部五年の学生を十九名、研修や実習で受け入れました。積極的に学生の実習に協力をいただいた患者さんご家族にこの場を借りて感謝申し上げます。

患者さんの症状や苦悩を、医師

ほっと☆きらり通信



喜多方市 地域・家庭医療センター
「ほっと☆きらり」
センター長 高柳 宏史

は対話を通して初めて知ることができます。対話により検査の計画を立てたり、診察を行って診断にいたり、治療を行うことができます。

そして、医師は教科書からではなく、目の前の患者さんから多くを学び成長していきます。しかし、大学での医学教育の中では医学生が患者さんと接する機会は限られたものになっているのが現状です。当センターでの医学部五年生の実習は一週間をかけて行いますが、その間に平均して二十人以上の患者さんの話を聞く経験ができております。しかし、大学では二週間で一人、二人程度です。喜多方でこれだけ多くの患者さんと接することができ、医学生は充実感と達成感を感じ、そして、多くを学び感謝して大学へ戻っていきます。改めまして若い彼らの育成にご協力いただき本当にありがとうございます。

当センターでは新年度も研修医や医学部生の受け入れを行っていきます。ホームステイ先や実習先としても協力していただける方々を募っております。何かご意見やご指摘がありましたらご連絡いただければ幸いです。これからもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



シリーズ

喜多方市人づくりの指針

最終回

指針の具現化と

実践への期待

今月は、喜多方市人づくりの指針推進委員会鈴木充正委員長より、指針の推進についてお話を伺いましたので紹介します。

喜多方市人づくりの指針

具現化と実践へ向けて



喜多方市
人づくりの指針

推進委員会委員長
鈴木 充正

人づくりの指針は、個性豊かな人間の創造を期待し、瓜生岩子刀自や蓮沼門三氏などの教え、更には藤樹学の精神を活かし、かつ当地方の風土、歴史等を踏まえ策定されました。この指針は、次代を担う子供たちはもとより、市民だれもがそれぞれ

のライフステージにおいて、その実現に向けて取り組む努力目標です。今年度は、広く指針の周知とその内容の理解を図ることに重点を置いて進めてきましたが、これからはその具現化に向けてどう取り組んでいくのか、その実践に力を入れていくこととなります。

人づくりは、活力あるまちづくりにつながるものです。それだけに指針を活かしながら、市民一人ひとりがそれぞれの立場や役割を踏まえ、前向きに取り組んでいくことが求められます。

具現化への具体的な

取り組みへ向けて

市民一人ひとりの具体的な取り組みのために、その基本となるものをまとめました。次ページに掲載した「指針の具現化と実践への期待」です。何についてどんな取り組みを目指すのか、踏まえるなければならないことや、よりどころとなるものです。

- ・ 毎日の生活や諸活動と結びつけ、身近なものとして取り組む
 - ・ 家庭・地域・学校等と連携し、協力し合いながら取り組む
 - ・ 反省や評価を加え継続して取り組む
- などがあげられます。

「指針の具現化と実践への期待」を踏まえ、互いに認め励まし合いながら、熱意を持って一貫して取り組んでいくことが期待されます。

未来を拓く喜多方人

「強い愛敬心で、豊かな心を持てよう」
「命の大切さを、心身ともに健康な人になろう」
「郷土の自然や文化、歴史・伝統を誇り、より素晴らしい地域を創造する人になろう」
「社会の良き人としての道を覚え、良心に背くことがない人になろう」
「夢を目標に向い、何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう」
「このことを受け、特に家庭教育における親の役割を十分に果たし、家族の絆を大事にし、健康で明るい家庭を築こう努めよう」

いかにたくましく生きる

人を思いやり敬います
「ごん」には、どうぞ、
「あが」といいます
勉強に励み、体を鍛えます
人として恥ずかしい行いをしません
喜多方を誇り、社会に役立ちます
わたくしたちは
くじけない強い心を持って
目標に向かってやります

のためには、

- ・ 指針を、いつも目に触れるところに掲示し、唱え、身につける
- ・ 指針について学び合う講習会等に進んで参加する

- ・ 努力して取り組んでいく目標を明確にし、実践への意欲を高める
- などが大切です。

また、取り組みにあたっての留意点としては、



喜多方市立第一小学校
人づくりの指針講演会の様子

問 生涯学習課 生涯学習係
☎ (23) 2115



指針の具現化と実践への期待※

家庭に期待すること

心身ともに健やかな成長を願い、家庭の教育力の向上を図る。

- ①「教育の原点は家庭にある」ということを自覚し、学校・地域との連携を図る。
- ②子育ては自分育てであることを自覚し、親（保護者）としてひた向きに生きる姿を子どもに示す。
- ③一人ひとりが家庭を大切にし、強い絆で結ばれた家庭をつくる。
- ④子どもにおもねることなく、強い心と自立心を育て、良心に背かない生き方を育む。



地域社会に期待すること

公民館、各種団体等においては、地域の自然や伝統文化を生かし、かつ、幅広い人々とのふれあいを通し、地域で子どもを育てる力を高める。

- ①「地域の子どもは地域で育てる」という連帯意識を高める。
- ②活動を通して社会規範や他者への対応などの能力を高める。
- ③子どもの健全育成のため、安全で安心な望ましい地域環境づくりに努める。
- ④ボランティア活動や福祉活動など、豊かな体験の機会を増やす。

学校に期待すること

全教育活動において児童生徒個々の個性を生かしながら、自ら学ぼうとする心、自ら考え、判断し、行動する能力の育成を図る。

なお、児童生徒のめざす姿として、「未来を拓く喜多方人」を受け、行動目標「なかよくたくましく生きる」(前ページ)を設定しました。

- ①命の尊さを理解させ、互いの個性を生かし、共に高め合いながら、徳、知、体、意(意志力)の調和のとれた人づくりに努める。
- ②専門職としての教師の意欲と実践的指導力のさらなる向上を図る。
- ③郷土の自然や文化、歴史等を理解させ、家庭や地域との連携・協力のもとに道徳教育の充実を図る。
- ④特色ある学校づくりの推進を図る。
- ⑤保護者や地域との連携による開かれた学校づくりを経営ビジョンに位置づけ、推進に努める。



行政や関係機関に期待すること

指針の具現化へ向け、推進計画を立て実践する。

- ①指針の普及啓発に努める。
- ②親（保護者）を対象とする学習機会や相談・支援体制の充実を図る。
- ③指針の具現化と実践に努める。

※ 喜多方市人づくりの指針「指針の具現化と実践への期待」を一部編集して掲載しています。全文については、4月中旬発行予定の『生涯学習推進計画ダイジェスト版』に掲載する予定です。

蔵のまち喜多方 桜ウォーク2013 参加者募集



しだれ桜が咲き誇る日中線記念自転車歩行者道

- 「しだれ桜」の名所として市内外の方から親しまれている日中線記念自転車歩行者道。この桜並木をメインコースに行われるウォーキングイベントです。
- ◆日時 4月27日(土)雨天決行
 - 受け付け 午前8時30分～
 - 開会式 午前9時30分
 - スタート 午前10時
 - ◆集合場所 押切川公園スポーツ広場
 - ◆コース 2キロ・5キロ・10キロ
 - ◆定員 2000人
 - ◆参加費(事前申し込み)
 - 大人500円

○中学生以下300円
※当日申し込みの場合は、200円増しになります。

◆対象 健康で完歩できる方

◆申し込み 4月19日(金)までに、次の①から⑧までの必要事項を記載し、Eメールまたは往復ハガキにて申し込みください。

①氏名 ②郵便番号 ③住所 ④年齢 ⑤性別 ⑥電話番号(①～⑥は代表者のみ) ⑦交通手段 ⑧希望コースの種類と参加人数

※締め切り後も当日会場で受け付けますが、定員を超えた場合は当日の申し込み受け付けは行いません。

○往復ハガキの場合：宛先〒966-1008 喜多方市西四ツ谷31番地
※必ず往復はがきで、往信裏面に①～⑧の必要事項を記入してください。

○Eメールの場合

sakura-w@city.kitakata.fukushima.jp

※申し込み書の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

○携帯電話からのアクセス



問 桜ウォーク実行委員会事務局

(生涯学習課スポーツ振興係内)

☎(23)2116

「旧高郷第三小学校校舎」借受者の募集

市では、平成19年3月をもって閉校した「旧高郷第三小学校」の校舎

を有効に活用し、地域の振興・発展と活性化を図るため、借受者を募集します。

◆所在地 喜多方市高郷町上郷字的場甲575番地1

◆物件の内容 ○校舎一部鉄骨造 2階建て床面積750平方メートル ○校庭2728平方メートル

◆立地条件 緑豊かな自然環境に恵まれ、近くには、温泉保養施設「ふれあいランド高郷」や「パークゴルフ場」があります。交通アクセスは、車で磐越自動車道会津坂下インターチェンジから約20分、JR磐越西線萩野駅から約10分です。

◆貸付条件 ○地域の活性化、発展や産業の振興等につながる利活用であること。○貸付料は有償とし、喜多方市普通財産の貸付基準に基づき算定した額となります。校舎および敷地の貸付料は、年間約6万円程度の予定です。なお、使用する団体が公共的団体の場合は無料となる場合があります。

◆申込方法 申込書に記入のうえ、直接または郵送で申し込んでください。申込用紙は市のホームページよりダウンロードしてください。

りダウンロードしてください。

◆受け付けの期間 3月15日(金)まで

※応募がない場合は、以後1か月を単位に受け付けの期間を延長します。

問 高郷総合支所住民課 地域振興班 ☎0241(44)2111 FAX 0241(44)2369

〒969-4311 喜多方市高郷町西羽賀字十二林2820

ホームページ: <http://www.city.kitakata.fukushima.jp>

Eメール: tiki@city.kitakata.fukushima.jp



旧高郷第三小学校校舎

みんなで育てよう！ 喜多方の子ども

喜多方市生徒指導協議会では、次の4点について1年を通して意識して取り組むことを推進しています。学校と家庭、地域が協力して、子どもたちを健やかに育てていきましょう。

☎ 学校教育課 ☎ (23)2113

ヘルメット着用

○自転車乗車時のケガの約6割が「頭のケガ」であると言われています。ヘルメット着用が自分の命を守ることを、機会あるごとに子どもたちに話していきましょう。

万引き防止

○万引きは重大な犯罪への発展していく可能性の高い初発型非行であると言われています。万引きを「しない、させない、見逃さない」指導をしましょう。「ならぬことはならぬ」ものです。

小さなサインに注意

○いじめや不登校では、初期の段階において様々なサインが出されることが多いと言われています。その小さなサインを見逃さないようにしましょう。

携帯電話トラブル防止

○携帯電話が普及し、児童生徒が様々なトラブルに巻き込まれる事例が増えています。携帯電話が本当に必要かどうかを含め、早い段階からその使い方について指導していきましょう。

いじめ問題や不登校、非行、携帯トラブルなどで悩んだら抱え込まずにすぐ相談しましょう。

喜多方市教育委員会 ☎ (23) 2113 月～金 午前8時30分～ 午後5時15分 担当 学校教育課	スクールカウンセラー ※事前の予約が必要です。 くわしくは各学校へ 第一小学校 ☎ (22) 2103 第二小学校 ☎ (22) 0465 塩川小学校 ☎ (27) 2049 第一中学校 ☎ (22) 0274 第二中学校 ☎ (22) 0799 第三中学校 ☎ (22) 5121 会北中学校 ☎ (36) 2038 塩川中学校 ☎ (27) 2021 山都中学校 ☎ (38) 2056 高郷中学校 ☎ 0241 (44) 2162	喜多方警察署 ☎ (22) 5111 月～金 24時間 県警察本部いじめ110番 ☎ 0120-795-110 月～金 午前9時～午後5時 県教委ダイヤルSOS ☎ 0120-453-141 月～金 午前10時～ 午後5時 福島いじめSOS24 ☎ 0120-916-024 24時間365日 子ども人権110番 ☎ 0120-007-110 月～金 午前8時30分～ 午後5時15分
喜多方市社会福祉課 ☎ (24) 5229 月～金 午前8時30分～ 午後5時15分 担当 家庭児童相談員		
水戸昇教育相談所 ☎ (22) 0715 毎日実施 担当 水戸昇先生		
県立会津養護学校教育相談 ☎ 0242 (32) 2242 月～金 午前9時～ 午後4時45分 担当 コーディネーター		
県立会津養護学校竹田分校 (不登校・発達障がい) ☎ 0242 (28) 0640	スクールソーシャルワーカー ☎ (23) 2113 (喜多方市教育委員会)	会津児童相談所 ☎ 0242 (23) 1400 月～金 午前8時30分～ 午後5時15分